

平成 21 年 10 月 30 日

各 位

会 社 名 株式会社 りそなホールディングス  
代表者名 取締役兼代表執行役社長 檜垣誠司  
(コード番号 8308 東証・大証 各一部)

第三者割当による新株発行及び「その他資本剰余金」増加に関するお知らせ  
(第三者割当による新規優先株式発行及び株式発行と同時の資本金及び資本準備金の額の減少)

当社は、本日、下記Ⅰのとおり第三者割当による第 6 種優先株式（以下、本優先株式という）の発行を決定しましたので、お知らせします。

また、下記Ⅱのとおり本優先株式払込金額の「その他資本剰余金」への振替（株式発行と同時の資本金及び資本準備金の額の減少）を決定しましたので、お知らせします。

記

**Ⅰ. 第三者割当による新規優先株式の発行**

1. 募集の概要

(1) 発 行 期 日	平成 21 年 12 月 8 日
(2) 発 行 新 株 式 数	第 6 種優先株式 3,000,000 株
(3) 発 行 価 額	1 株につき金 25,000 円
(4) 調 達 資 金 の 額	75,000,000,000 円
(5) 募集又は割当方法 ( 割 当 先 )	第三者割当ての方法により、日本生命保険相互会社に本優先株式 2,000,000 株、明治安田生命保険相互会社に本優先株式 800,000 株、大同生命保険株式会社に本優先株式 200,000 株をそれぞれ割り当てる。

2. 第三者割当により発行される本優先株式の募集の目的及び理由

(1) 資本調達のための主な目的

本優先株式の発行は、当社の「公的資金返済に向けた基本方針」等を踏まえ、財務基盤の更なる強化を図るとともに、公的資金優先株式の取得原資である分配可能額を増加させ、公的資金返済に向けた機動的かつ適切な資本政策を目指すものです。

(2) 本優先株式の商品性

本優先株式は第三者割当の方法により発行されるものです。本優先株式は普通株式を対価とする取得請求権が付与されない「社債型」優先株式であるため、普通株式の希薄化は生じません。本優先株式にはいわゆる償還期限はありませんが、平成 28 年 12 月 8 日以降、当社の判断により所定の手続きを経て、金銭を対価として発行価額と同額で本優先株式を取得できる条項が付与されております。詳細は（別紙）発行要項をご参照ください。

この文書は、当社の本優先株式発行等に関する事実を一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。また、この文書は米国内への証券の募集・販売を構成するものではありません。本優先株式は、米国内で 1933 年米国証券法に基づく登録はされていません。

### (3) 本優先株式による資本調達を行う理由

以下の理由により、本優先株式による資本調達が、現時点において最良な調達手段であると判断いたしました。

- ① 本優先株式の発行により自己資本比率の向上を図るとともに、払い込まれた資金を「その他資本剰余金」へと振り替えることにより、公的資金優先株式の取得原資である分配可能額が増加すること
- ② 本優先株式は、普通株式の希薄化が生じない「社債型」優先株式であること
- ③ これまでの当社の「社債型」優先株式の発行事例及び本優先株式の商品性と類似する他社の発行事例等を踏まえ、配当率ほか諸条件が妥当な条件であると判断したこと

### 3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期

#### (1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

払込価額の総額	75,000,000,000円
発行諸費用の概算額	275,000,000円
差引手取概算額	74,725,000,000円

#### (2) 調達する資金の具体的な用途

下記Ⅱの株式発行と同時の資本金及び資本準備金の額の減少を通じて、本優先株式の発行により払い込まれた資金を分配可能額である「その他資本剰余金」へと振り替えることにより、今後の公的資金の返済原資に充当します。

#### (3) 調達する資金の支出予定時期

公的資金の返済について具体的な決定を行った場合には、別途公表します。公的資金については、当グループとして可能な限り早期に返済できるよう取り組んでまいります。

### 4. 資金用途の合理性に関する考え方

当グループでは、企業価値向上に向けた経営改革に努め、公的資金の早期返済を実現したいと考えており、本優先株式の発行により払い込まれた資金を今後の公的資金の返済原資に充当することは、経営上の合理性を有するものと考えています。

### 5. 発行条件等の合理性

#### (1) 発行価額の算定根拠及びその具体的内容

これまでの当社の「社債型」優先株式の発行事例及び本優先株式の商品性と類似する他社の発行事例等を総合的に検討し、25,000円を本優先株式1株当たりの払込金額としました。

なお、当社監査委員は、本優先株式の諸条件を考慮し、払込金額が割当先に特に有利でない旨の意見を表明しております。

#### (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本優先株式は、普通株式を対価とする取得請求権が付与されない「社債型」優先株式であるため、普通株式の希薄化は生じません。

この文書は、当社の本優先株式発行等に関する事実を一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。また、この文書は米国内への証券の募集・販売を構成するものではありません。本優先株式は、米国内で1933年米国証券法に基づく登録はされていません。

## 6. 割当先の選定理由等

### (1) 割当先の概要（平成 21 年 3 月 31 日現在）

(1) 名 称	日本生命保険相互会社		
(2) 所 在 地	大阪府大阪市中央区今橋三丁目 5 番 12 号		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 岡本 囿衛		
(4) 事 業 内 容	生命保険業		
(5) 基 金	950,000 百万円（基金償却積立金を含む）		
(6) 設 立 年 月 日	明治 22 年 7 月 4 日		
(7) 決 算 期	3 月 31 日		
(8) 従 業 員 数	68,519 名（連結）		
(9) 大株主及び持株比率	該当事項なし		
(10) 当事会社間の関係			
資 本 関 係	割当先が保有する当社の株式の数：普通株式 5,488,195 株 当社が保有する割当先の株式の数：該当事項なし		
人 的 関 係	該当事項なし		
取 引 関 係	該当事項なし		
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項なし		
(11) 最近 3 年間の経営成績及び財政状態			
決算期	平成 19 年 3 月期	平成 20 年 3 月期	平成 21 年 3 月期
連 結 純 資 産	5,990,595	3,581,082	1,426,743
連 結 総 資 産	52,159,972	48,386,999	45,997,446
連 結 経 常 収 益	6,623,010	6,607,597	6,692,862
連 結 経 常 利 益	344,580	302,048	91,041
連 結 当 期 純 剰 余	305,380	258,577	152,093

（単位：百万円。特記しているものを除く。）

(1) 名 称	明治安田生命保険相互会社		
(2) 所 在 地	東京都千代田区丸の内二丁目 1 番 1 号		
(3) 代表者の役職・氏名	取締役 代表執行役社長 松尾 憲治		
(4) 事 業 内 容	生命保険業		
(5) 資 本 金	410,000 百万円（基金償却積立金を含む）		
(6) 設 立 年 月 日	明治 14 年 7 月 9 日		
(7) 決 算 期	3 月 31 日		
(8) 従 業 員 数	40,485 名		
(9) 大株主及び持株比率	該当事項なし		
(10) 当事会社間の関係			
資 本 関 係	割当先が保有する当社の株式の数：普通株式 5,219,700 株 当社が保有する割当先の株式の数：該当事項なし		
人 的 関 係	該当事項なし		
取 引 関 係	該当事項なし		
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項なし		

この文書は、当社の本優先株式発行等に関する事実を一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。また、この文書は米国内への証券の募集・販売を構成するものではありません。本優先株式は、米国内で 1933 年米国証券法に基づく登録はされておられません。

(11) 最近3年間の経営成績及び財政状態			
決算期	平成19年3月期	平成20年3月期	平成21年3月期
連結純資産	2,902,831	1,845,216	938,372
連結総資産	26,857,780	25,314,955	23,974,035
連結経常収益	3,506,523	3,602,142	3,825,834
連結経常利益	313,041	195,654	115,335
連結当期純剰余	248,856	170,793	124,513

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

(1) 名称	大同生命保険株式会社		
(2) 所在地	大阪市西区江戸堀一丁目2番1号		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 倉持 治夫		
(4) 事業内容	生命保険業		
(5) 資本金	110,000百万円		
(6) 設立年月日	昭和22年7月14日		
(7) 発行済株式数	2,900,000株		
(8) 決算期	3月31日		
(9) 従業員数	7,595名(連結)		
(10) 大株主及び持株比率	株式会社 T&Dホールディングス 100%		
(11) 当事会社間の関係			
資本関係	割当先が保有する当社の株式の数：普通株式 2,500,000株 当社が保有する割当先の株式の数：該当事項なし		
人的関係	該当事項なし		
取引関係	該当事項なし		
関連当事者への該当状況	該当事項なし		
(12) 最近3年間の経営成績及び財政状態			
決算期	平成19年3月期	平成20年3月期	平成21年3月期
連結純資産	610,774	379,659	189,179
連結総資産	6,424,917	6,080,516	5,499,082
1株当たり連結純資産(円)	406,381.61	252,271.36	64,783.37
連結経常収益	1,066,444	1,139,150	1,251,945
連結経常利益	122,305	104,542	△94,719
連結当期純利益	43,304	29,693	△54,138
1株当たり連結当期純利益(円)	28,869.67	19,795.54	△35,636.78
1株当たり配当金(円)	6,602.00	5,439.00	2,125.00

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

※ なお、割当先、当該割当先の役員または主要株主（主な出資者）が暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

## (2) 割当先を選定した理由

当社グループの経営方針及び資本政策、本優先株式の発行目的・商品性等についてご理解いただいた大手機関投資家の各社を割当先を選定しました。

この文書は、当社の本優先株式発行等に関する事実を一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。また、この文書は米国内への証券の募集・販売を構成するものではありません。本優先株式は、米国内で1933年米国証券法に基づく登録はされておられません。

(3) 割当先の保有方針

割当先は、各社とも大手機関投資家であり、中長期的に保有していただけるものと考えております。

(4) 割当先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当先である各社の直近の財務諸表等から特に問題ないものと判断しました。

7. 募集後の大株主及び持株比率

第6種優先株式

募集前（平成21年9月30日現在）	募集後	
該当事項なし	日本生命保険相互会社	66.66%
	明治安田生命保険相互会社	26.66%
	大同生命保険株式会社	6.66%

8. 今後の見通し

本優先株式の発行による今期の業績予想の変更はありません。なお、本優先株式発行による当社の連結自己資本比率に対する影響は、平成21年3月末のリスクアセットを基準として試算した場合、+0.35%程度となります。

(企業行動規範上の手続き)

○ 企業行動規範上の手続きに関する事項

本優先株式は、一定の事由が生じた場合を除き、原則として株主総会における議決権がなく、普通株式を対価とする取得請求権が付与されない「社債型」優先株式であるため、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（新株予約権又は取得請求権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

この文書は、当社の本優先株式発行等に関する事実を一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。また、この文書は米国内への証券の募集・販売を構成するものではありません。本優先株式は、米国内で1933年米国証券法に基づく登録はされていません。

9. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）（単位：百万円）

決 算 期	平成 19 年 3 月期		平成 20 年 3 月期		平成 21 年 3 月期	
連 結 経 常 収 益	1,153,316		1,114,441		979,276	
連 結 経 常 利 益	409,855		233,712		114,402	
連 結 当 期 純 利 益	664,899		302,818		123,910	
1 株 当 たり 連 結 当 期 純 利 益 (円)	53,933.18		23,690.06		76.27	
1 株 当 たり 連 結 純 資 産 (円)	△ 23,676.18		△ 13,711.01		△ 303.63	
当 社 1 株 当 たり 配 当 額 (円)	普通株式	1,000	普通株式	1,000	普通株式	10.00
	乙種第一回	6,360	乙種第一回	6,360		
	優先株式		優先株式			
	丙種第一回	6,800	丙種第一回	6,800	丙種第一回	68.00
	優先株式		優先株式		優先株式	
	丁種第一回	10,000				
	優先株式					
	戊種第一回	14,380	戊種第一回	14,380		
	優先株式		優先株式			
	己種第一回	18,500	己種第一回	18,500	己種第一回	185.00
	優先株式		優先株式		優先株式	
	第 1 種 第 一 回	1,688	第 1 種 第 一 回	2,564	第 1 種 第 一 回	31.90
	優先株式		優先株式		優先株式	
	第 2 種 第 一 回	1,688	第 2 種 第 一 回	2,564	第 2 種 第 一 回	31.90
	優先株式		優先株式		優先株式	
	第 3 種 第 一 回	1,688	第 3 種 第 一 回	2,564	第 3 種 第 一 回	31.90
	優先株式		優先株式		優先株式	
	第 4 種	57,918	第 4 種	99,250	第 4 種	992.50
	優先株式		優先株式		優先株式	
			第 5 種	54,622	第 5 種	918.75
			優先株式		優先株式	
			第 9 種	26,769	第 9 種	325.50
			優先株式		優先株式	

(注) 平成 21 年 1 月 4 日を効力発生日として、普通株式及び各種の優先株式の各 1 株を 100 株に分割しています。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成 21 年 9 月 30 日現在）

種 類	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	2,073,258,477 株 うち普通株式 1,214,957,691 株 うち優先株式 858,300,786 株	100.0%
現時点の引換価額（行使価額）における潜在株式数	913,816,527 株	44.0%
下限値の引換価額（行使価額）における潜在株式数	4,845,887,320 株	233.7%
上限値の引換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—

(注 1) 第 3 種優先株式は、当初引換価額が未定、かつ取得を請求し得べき期間が到来していないため、上記潜在株式数に含まれていません。

(注 2) 議決権をベースとした場合、現時点の引換価額（行使価額）における潜在株式数の総議決権数に対する比率は 46.1%、下限値の引換価額（行使価額）における潜在株式数の総議決権数に対する比率は 244.5%になります。

この文書は、当社の本優先株式発行等に関する事実を一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。また、この文書は米国内への証券の募集・販売を構成するものではありません。本優先株式は、米国内で 1933 年米国証券法に基づく登録はされておられません。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成20年3月期	平成21年3月期	平成22年3月期
始 値	316,000 円	1,670 円	1,330 円
高 値	325,000 円	2,050 円	1,518 円
安 値	150,000 円	725 円	995 円
終 値	166,000 円	1,310 円	1,096 円

(注1) 平成22年3月期の株価については、平成21年10月30日現在で表示しています。

(注2) 平成21年3月期は期中に株式分割（1株を100株）を行っていますが、期初から株式分割があったものとして記載しています。

② 最近6か月間の状況

	5月	6月	7月	8月	9月	10月
始 値	1,327 円	1,429 円	1,350 円	1,418 円	1,278 円	1,140 円
高 値	1,503 円	1,518 円	1,425 円	1,460 円	1,278 円	1,187 円
安 値	1,301 円	1,345 円	1,221 円	1,259 円	1,107 円	995 円
終 値	1,429 円	1,356 円	1,398 円	1,269 円	1,155 円	1,096 円

③ 発行決議日における株価

	平成21年10月30日現在
始 値	1,101 円
高 値	1,125 円
安 値	1,085 円
終 値	1,096 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当増資

第9種優先株式の発行（注2）

発 行 期 日	平成19年6月5日
調達資金の額	350,000,000,000 円
発 行 価 額	1株につき金3,500,000 円
募集時における発行済株式数	20,224,181.778 株 (うち普通株式 11,399,335.917 株、優先株式 8,824,845.861 株)
当該募集による発行株式数	100,000 株 (うち優先株式 100,000 株)
募集後における発行済株式総数	20,324,181.778 株 (うち普通株式 11,399,335.917 株、優先株式 8,924,845.861 株)
割 当 先	メリルリンチ日本ファイナンス株式会社
当該募集による潜在株式数	当初引換価額 (332,465 円) における潜在株式数 : 1,052,742 株 下限引換価額 (86,730 円) における潜在株式数 : 4,035,512 株
現時点における転換状況 (行使状況)	取得請求権の行使はありませんでした
現時点における潜在株式数	現時点における潜在株式はございません

この文書は、当社の本優先株式発行等に関する事実を一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。また、この文書は米国内への証券の募集・販売を構成するものではありません。本優先株式は、米国内で1933年米国証券法に基づく登録はされておられません。

発行時における当初の資金使途	財務基盤の強化並びに公的資金返済に向けた適切な資本政策を実現するため
発行時における支出予定時期	—
現時点における充 当 状 況	—

(注1) 平成21年1月4日を効力発生日として、普通株式及び各種の優先株式の各1株を100株に分割しています。

(注2) 平成21年9月8日に第9種優先株式の全部を自己株式として取得（取得した株式の総数10,000,000株）し、同日消却しております。

#### 第5種優先株式の発行

発 行 期 日	平成19年8月28日
調達資金の額	100,000,000,000円
発 行 価 額	1株につき金2,500,000円
募集時における発行済株式数	20,324,181.778株 (うち普通株式11,399,335.917株、優先株式8,924,845.861株)
当該募集による発行株式数	40,000株(うち優先株式40,000株)
募集後における発行済株式総数	20,364,181.778株 (うち普通株式11,399,335.917株、優先株式8,964,845.861株)
割 当 先	第一生命保険相互会社
発行時における当初の資金使途	財務基盤の強化並びに公的資金返済に向けた適切な資本政策を実現するため
発行時における支出予定時期	—
現時点における充 当 状 況	—

(注) 平成21年1月4日を効力発生日として、普通株式及び各種の優先株式の各1株を100株に分割しています。

#### 普通株式の発行

発 行 期 日	平成21年9月8日
調達資金の額	103,205,000,000円
発 行 価 額	1株につき金1,382円
募集時における発行済株式数	2,008,258,477株 (うち普通株式1,139,957,691株、優先株式868,300,786株)
当該募集による発行株式数	75,000,000株(うち普通株式75,000,000株)
募集後における発行済株式総数	2,073,258,477株 (うち普通株式1,214,957,691株、優先株式858,300,786株)(注)
割 当 先	メルルリンチ日本ファイナンス株式会社
発行時における当初の資金使途	当該普通株式の発行により払い込まれた資金を分配可能額である「その他資本剰余金」へと振り替えることにより、公的資金の返済原資に充当する
発行時における支出予定時期	—
現時点における充 当 状 況	—

(注) 平成21年9月8日の第9種優先株式の取得（取得した株式の総数10,000,000株）を反映させたものとなっております。

この文書は、当社の本優先株式発行等に関する事実を一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。また、この文書は米国内への証券の募集・販売を構成するものではありません。本優先株式は、米国内で1933年米国証券法に基づく登録はされていません。



## Ⅱ. 「その他資本剰余金」の増加（株式発行と同時の資本金及び資本準備金の額の減少）

### 1. 株式発行と同時の資本金及び資本準備金の額の減少の目的

本優先株式の発行により払い込まれた資金を分配可能額である「その他資本剰余金」へと振り替えることにより、公的資金返済に向けた機動的かつ適切な資本政策を実現するためであります。

### 2. 株式発行と同時の資本金及び資本準備金の額の減少の要領

#### (1) 減少すべき資本金の額

37,500,000,000 円

なお、同時に本優先株式の発行により資本金を増額しますので、効力発生日後の資本金の額が同日前を下回ることはありません。

#### (2) 減少すべき資本準備金の額

37,500,000,000 円

なお、同時に本優先株式の発行により資本準備金を増額しますので、効力発生日後の資本準備金の額が同日前を下回ることはありません。

#### (3) 資本金及び資本準備金の額の減少の方法

会社法第 447 条第 3 項及び会社法第 448 条第 3 項に基づく株式発行と同時の資本金及び資本準備金の額の減少の手続きによります。

### 3. 株式発行と同時の資本金及び資本準備金の額の減少の日程（予定）

- |                     |                      |
|---------------------|----------------------|
| (1) 決議日（代表執行役による決定） | 平成 21 年 10 月 30 日（金） |
| (2) 法定公告掲載日         | 平成 21 年 11 月 6 日（金）  |
| (3) 債権者異議申述最終期日     | 平成 21 年 12 月 7 日（月）  |
| (4) 効力発生日           | 平成 21 年 12 月 8 日（火）  |

### 4. 今後の見通し

本資本金及び本資本準備金の額の減少による今期の業績予想の変更、または当社の連結自己資本比率への影響はありません。

以 上

この文書は、当社の本優先株式発行等に関する事実を一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。また、この文書は米国内への証券の募集・販売を構成するものではありません。本優先株式は、米国内で 1933 年米国証券法に基づく登録はされておられません。

(別紙) 発行要項

- |      |             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|------|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1)  | 募集株式の種類     | 株式会社りそなホールディングス第6種優先株式(以下「本優先株式」という)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| (2)  | 募集株式の数      | 3,000,000株                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| (3)  | 払込金額        | 1株につき金25,000円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| (4)  | 増加する資本金の額   | 1株につき金12,500円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| (5)  | 増加する資本準備金の額 | 1株につき金12,500円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| (6)  | 募集方法        | 第三者割当ての方法により、日本生命保険相互会社に本優先株式2,000,000株、明治安田生命保険相互会社に本優先株式800,000株、大同生命保険株式会社に本優先株式200,000株をそれぞれ割り当てる。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| (7)  | 申込期日        | 平成21年10月30日(金)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| (8)  | 払込期日        | 平成21年12月8日(火)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| (9)  | 優先配当金       | ① 優先配当金<br>当社は、剰余金の配当(中間配当を除く)を行うときは、本優先株式を有する株主(以下「本優先株主」という)または本優先株式の登録株式質権者(以下「本優先登録質権者」という)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録質権者」という)に先立ち、次に定める額の配当金(以下「優先配当金」という)を金銭にて支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする。<br>優先配当金の額は、本優先株式1株につき、その払込金額に、次の配当率を乗じて算出した額とする。<br>本優先株式に対する優先配当金の配当率は、年4.95%(払込金額25,000円に対し1,237.50円)とする。ただし、平成22年3月31日終了の事業年度中は支払わないものとし、平成23年3月31日終了の事業年度中に支払う優先配当金の額は、払込金額25,000円に対し386.51円とする。<br>② 非累積条項<br>ある事業年度において、本優先株主または本優先登録質権者に対して支払う剰余金の配当(本②および次③において当該事業年度中に支払われる優先中間配当金を除く)の総額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。<br>③ 非参加条項<br>ある事業年度において本優先株主または本優先登録質権者に対して支払う剰余金の配当の総額は、優先配当金の額を上限とし、本優先株主または本優先登録質権者に対してはこれを超えて剰余金の配当は行わない。 |
| (10) | 優先中間配当金     | 当社は、中間配当を行うときは、本優先株主または本優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、本優先株式1株につき優先配当金の額の2分の1を上限として、優先中間配当金を支払う。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |

この文書は、当社の本優先株式発行等に関する事実を一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。また、この文書は米国内への証券の募集・販売を構成するものではありません。本優先株式は、米国内で1933年米国証券法に基づく登録はされておられません。

- (11) 残余財産の分配 当社は、残余財産を分配するときは、本優先株主または本優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、本優先株式1株につき金25,000円の金銭を支払う。本優先株主または本優先登録質権者に対しては、上記金25,000円のほか残余財産の分配は行わない。
- (12) 優先順位 本優先株式の優先配当金および優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、当社の他の種類の優先株式と同順位とする。
- (13) 株主との合意による優先株式の取得 本優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
- (14) 取得条項 当社は、平成28年12月8日以降の日であって、会社法第168条第1項の規定に従って代表執行役が別に定める一または複数の日に、本優先株式の全部または一部を取得することができ、この場合、当社はこれと引換えに、本優先株式1株につき、金25,000円に、経過配当金相当額（優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数(初日および取得日を含む)で日割計算した額をいい、当該事業年度中に優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする)を加算した額を金銭にて支払う。本優先株式の一部を取得するときは、代表執行役が抽選により取得する株式を決定する。
- (15) 議決権 本優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、本優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により剰余金の配当等の決定を株主総会の決議によらず、取締役会の決議によることに関する当社の定款第55条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第55条の規定が効力を有しない場合において優先配当金の全額を受けの旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、優先配当金の全額を受けの旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第55条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。
- (16) 種類株主総会 当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、本優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。
- (17) 上場 予定はない。
- (18) 発行を行う地域 日本
- (19) その他 上記各項については、各種の法令に基づく届出、許認可の効力発生を条件とする。

以上

この文書は、当社の本優先株式発行等に関する事実を一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。また、この文書は米国内への証券の募集・販売を構成するものではありません。本優先株式は、米国内で1933年米国証券法に基づく登録はされていません。